

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市文化財保護事業
補助の区分	事業補助(協調事業補助)
補助の概要	市内における文化財の保護を図るため、文化財の保護に係る経費に対し、補助金を交付する
補助事業者	文化財所有者、管理者、管理団体
補助対象経費	国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	○少額(5万円以下)補助金の理由
※少額補助金は廃止	
補助率等	1/2～3/4以内
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 文化財の日常的な管理には経済的負担が大きく、所有者等の不断の努力により維持されているものの、文化財を次世代に継承していくため、保存と活用には補助することが必要であり対象となる事業において3/4を補助する。
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	事業採択数5件 補助対象事業の来所者数・利用者数の前年比10%増加 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成19年5月29日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 事業の実施については指定された本市と協議の上実施することとするため、事前に協議の上、決定する。
事業担当 (担当部署)	世界遺産推進課 文化財室文化財保護係
(電話番号)	0259-63-5136